

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 事務決裁規程

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会の事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 代表理事又はその委任を受けた事務局員（以下「決裁権者」という。）がその権限に属する事案の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 代表理事の責任において所管の事務局員に権限を委任した特定の事項について、その事務の委任を受けた事務局員（以下「専決権者」という。）がその処理を常時代表理事に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在等により決裁できない状態にあるとき、あらかじめ指定された事務局員（以下「代決権者」という。）が一時決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在等 出張又は休暇その他の理由により決裁、審議その他の意思を表明することができない状態をいう。
- (5) 審議 事務局長又は事務局次長が事案について調査検討し、その事案に対する意見を決裁権者に表明することをいう。

(専決事項)

第3条 事務局長の専決事項は、代表理事の権限に属する事務のうち、次に掲げるもの以外とする。

- (1) 収支予算の執行に関するもののうち1000万円以上のもの
- (2) 事務局員と利害関係のある者との契約をするもの
- (3) 総会及び理事会の招集に関するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

(専決の制限)

第4条 専決権者は、この規程に専決事項として明示されたものであっても、事案の内容が特に重要又は異例と認められるときは、代表理事の決裁を得なければならない。

(類推による専決)

第5条 専決権者は、この規程に専決事項として明示されないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると認められるときは、専決することができる。

(専決の報告)

第6条 専決権者は、専決したものについて、必要と認められるときは、その専決した事案を代表理事に報告しなければならない。

(代決)

第7条 決裁権者が不在等であるときの代決は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事が不在等のときは、事務局長が代決するものとする。
- (2) 事務局長が不在等のときは、事務局次長が代決するものとする。

(代決の制限)

第8条 この規程により代決することができる場合であっても、次に掲げる事案は、代決することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示されたもので急施を要するものについては、この限りでない。

- (1) 特命の事案
- (2) 重要な事務、異例な事項、疑義ある事項、新たな計画に関する事項又は先例となるべき事項についての事案

(代決の後関)

第9条 この規程により代決した事案については、事後速やかに決裁権者の後関を受けなければならない。

(臨時又は特別の事務の決裁区分)

第10条 代表理事は、臨時又は特別の事務でこの規程に定める決裁区分等により処理することが不適当なものについては、別に定めることができる。

(改正及び廃止)

第11条 この規程は、理事会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。